

件名：「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂案についての意見」について

氏名	(フリガナ) トクエイカクトウカクシ ヨウビシキコウニポシ 特定非営利活動法人 消費者機構日本
住所	〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階
電話番号	03-5212-3066
電子メールアドレス	itadani@coj.gr.jp
意見 1	<p>【該当箇所】 ガイドライン案 2 (6) 報酬及び費用の基準 イ簡易確定手続に関する報酬及び費用の基準の考え方 で公告事項について定めた部分 (新旧対照表 p27)</p> <p>「具体的には、法第 26 条第 1 項の規定による公告及び法第 35 条の規定による説明等において、① 債権届出までに要する費用の見込み及びその内訳 ② 授権をする対象消費者等の数の見込み ③ 個々の対象消費者等に負担を求める手続参加のための費用の金額を明示し、併せて、④ 債権届出より後の報酬及び費用の額又は算定方法並びにそれらの考え方 ⑤ 回収額がゼロとなっても手続参加のための費用は返還されないものの、他方で追加負担は生じないこと ⑥ 回収内容に影響する特段の事情が見込まれる場合にはその内容を説明することが必要である」</p> <p>【意見】 公告事項は消費者の手続き参加の判断に必要な内容に絞るべきであり、少なくとも、①の「内訳」、②、④の「算定方法並びにそれらの考え方」は不要である。</p> <p>【理由】 公告は、対象消費者 1 人に請求する金額および最悪のリスクを端的に告知することが目的であり、全体の費用の見込み額、その内訳、数の見込みなど詳細を必ずしも公告する必要はなく、求められれば説明することで足りるのではないかと考えます。消費者としては金額および手続参加費用額がわかれば、手続きに参加するかどうかを判断することはでき、その積算根拠を知りたい者は別途質問するのが通常である。公告事項が必要以上に多くなると逆に対象消費者が読まなくなり、手続参加が得られないという本末転倒の事態となるので、公告事項は厳選すべきと考える。</p>
意見 2	<p>【該当箇所】 ガイドライン案 2 (6) 報酬及び費用の基準 エ 簡易確定手続を利用しない場合の報酬及び費用の基準の考え方 (新旧対照表 p33 と脚注 6)</p> <p>「例えば、特定適格消費者団体が、個々の消費者との間で報酬について合意する場合や、共通義務確認訴訟における和解において報酬について定めておき、消費者がそれを認識したうえで和解に基づき被害回復を受ける場合 (特定適格消費者団体、事業者等及び対象消費者等 の三者間の合意) が想定される」</p> <p>「契約関係を明確化するために三者間の合意書を作成することも考えられる。」</p> <p>【意見】 (特定適格消費者団体、事業者等及び対象消費者等 の三者間の合意) とその脚注の削除。</p> <p>【理由】 当該事業者が手続きに参加する消費者全員と個別に契約するのでは、集団的に解決する</p>

	<p>という法の趣旨に反し、手続が煩瑣となって消費者に不利益になる。現在の記述では、三者契約の方式しか取れないかのような誤解が生じるので削除が相当である。</p> <p>むしろ、ここでは、より妥当な形式である第三者のためにする契約であっても、第 82 条第 2 項の要件を満たすということを明確にしておくべきである。</p>
意見 3	<p>【該当箇所】 ガイドライン案 2 (6) 報酬及び費用の基準 オ 民事執行手続に関する報酬及び費用の基準の考え方 (新旧対照表 p33)</p> <p>「民事執行手続に関して、追加して消費者に支払を求めることができる報酬及び費用の基準は、以下のとおりとする。(7) 報酬 異議後の訴訟の上限 (回収金額の 10%。ただし、回収金額が 3000 万円を超えるときは、当該超える部分については 6%。) を上限とする。民事執行手続の結果にかかわらず、7 万円までは支払を求めることができる。また、民事執行手続において着手金の支払を求める場合は 7 万円を上限とする。」</p> <p>【意見】 異議後の訴訟、簡易確定手続、共通義務確認訴訟 (和解含む) の報酬とは別に請求できることを明らかにすべきである。</p> <p>【理由】 消費者が執行手続を求めるか否かの選択のために、記載内容を明確にするため。</p>
意見 4	<p>【該当箇所】 ガイドライン案 2 (8) 業務規程の記載事項 サ 特定適格消費者団体相互の連携協力に関する事項 ⑤ (新旧対照表 p41)</p> <p>【意見】 p64 で「2 以上の簡易確定手続申立団体がある場合には・・・連名で通知を行うことが望ましい」とされていることとの関係から、複数団体間で協議し得る内容について解説すべきである。</p> <p>【理由】 従来は申立団体が 2 以上ある場合にはどれか 1 つの団体が通知をすればよかったが、全ての団体が通知しなければならないこととされ、ガイドライン p64 では連名で行うことが望ましいとされている。そうすると、通知の方法について複数の団体間で協議をする必要がある。そこでどのようなことは協議でき、どのようなことができないのか、独禁法との関係を含めて解説すべきである。そもそも、連名で通知する以上、他の団体の費用報酬を把握し得るから、それを見て自己の費用報酬を変えることもありうるように思われる。そのことと協議とはどのように違うのかも明らかにすべきである。複数団体ある場合に、費用報酬を同一にする方が消費者にとってわかりやすく、その方法も許容されてもよいように思われ、そのための方法を検討すべきである。</p>
意見 5	<p>【該当箇所】 ガイドライン案 4 被害回復関係業務等 (1) 共通義務確認の訴え (新旧対照表 p47)</p> <p>【意見】 記述を削除すべきである。</p>

	<p>【理由】 記述の内容に異論はないが、これは訴訟要件を満たすか否かの判断の問題である。 訴訟要件を満たすかどうかは、裁判所が判断することであって、一義的には、消費者庁が監督上判断すべきものではない。そのため、認定監督のガイドラインに記載するのは適当でない。 これまで、訴訟手続自体に関することは、一問一答等に記載するにとどめて、ガイドラインには記載していなかったのであり、これまでの例にも反するため。</p>
意見 6	<p>【該当箇所】 ガイドライン案 4 被害回復関係業務等 (2) 共通義務確認訴訟における和解 (7) 和解内容に関する留意点 (イ) 手続に関する留意点 (新旧対照表 p 48~50)</p> <p>【意見】 記述を削除すべきである。</p> <p>【理由】 対象消費者等にどのように伝えるかということが書かれており、これは和解内容の問題ではない場合もある。 簡易確定手続を用いない場合、和解後の支払の手続の内容を和解内容に盛り込むかどうか自体は団体と相手方との自主的な交渉に委ねられる問題であるから、一律に記載するのは好ましくない。 加えて、訴訟における和解としてどのようなものが適当かは、訴訟手続において裁判所が判断すべき問題であるから、一義的には消費者庁が監督上判断すべきものではない。 そのため、認定監督のガイドラインに記載するのは適当でない。 そもそも、日本ではこれまで行われてこなかった事柄であり、実務運用の蓄積もない中で規律を設けるのはイノベーションを阻害し、不適當である。 これまで、訴訟手続自体に関することは、一問一答等に記載するにとどめて、ガイドラインには記載していなかったのであり、これまでの例にも反する。</p>
意見 7	<p>【該当箇所】 ガイドライン案 4 被害回復関係業務等 (3) 簡易確定手続開始の申立て (新旧対照表 p 51)</p> <p>【意見】 申立義務を免除する「正当な理由がある場合」の例として、「対象消費者等が得られると見込まれる回収額が当該対象消費者等が負担することとなると見込まれる費用を下回ることが明らかになった場合」を挙げるのは厳格に過ぎるので削除すべきである。この要件はその他の箇所でも用いられているが同様である。</p> <p>【理由】 対象消費者等は、見込まれる回収額が見込まれる費用を下回る場合には届出をしないであろうが、そこまで至らなくても、手続における負担などを考慮すれば両者の間がきわめて接近している場合でも同様と考えられ、そのような場合でも簡易確定手続開始の申し立てを強いるのは妥当ではない。また「明らかになった場合」と証明の程度も厳格である。団体は相手方事業者の資力等に関して特段の調査権限があるわけではないのであるから、そこまでの証明を求めるべきではない。例示するなら「見込まれる回収額と見込まれる費用を比較して通常対象消費者等が届出を行わない蓋然性が高い場合」とすべきである。</p>

意見 8	<p>【該当箇所】 ガイドライン案 4 被害回復関係業務等 (3) 簡易確定手続申立団体による公告等 ウ 公告すべき事項 (新旧対照表 p54)</p> <p>【意見】「⑦ 一の共通義務確認の訴えで同一の事業者等に対して請求の基礎となる消費者契約及び財産的被害等を同じくする数個の請求がされた場合において、そのうち2以上の請求に係る法第2条第4号に規定する義務について簡易確定手続開始決定がされたときは、簡易確定手続申立団体は、一の対象消費者の一の財産的被害等については、できる限り、当該2以上の請求に係る法第2条第4号に規定する義務に係る対象債権のうちから一の対象債権を限り、債権届出をしなければならないこと (最高裁規則第19条第1項参照)。この場合において、簡易確定手続申立団体が一の対象消費者の一の財産的被害等について数個の対象債権の債権届出をするときは、各債権届出は、順位を付して、又は選択的なものとしてしなければならないこと (同条第2項参照)。」は削除する。</p> <p>【理由】 このような煩雑なことまで公告が必要とは考えられない。</p>
------	---